

令和6年度税制改正要望事項（新設・拡充・**延長**）

（農林水産省大臣官房環境バイオマス政策課）

項目名	環境負荷低減事業活動用資産等の特別償却		
税目	所得税・法人税（措法11の4、44の4）		
要望の内容	<p>【要望の内容】 適用期限を2年延長する。</p>		
	<p>（現行制度の概要） 環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律に基づき、次の措置を講ずる。</p> <p>① 環境負荷低減事業活動実施計画等の認定を受けた農林漁業者が、一定の環境負荷低減事業活動用資産※1の取得等をして、環境負荷低減事業活動等の用に供した場合には、その取得価格の32%（建物等については16%）の特別償却ができる。</p> <p>※1 環境負荷低減事業活動用資産 ・ 化学肥料・化学農薬の使用の減少に資する設備等 ・ 環境負荷低減事業活動（化学肥料及び化学農薬の施用及び使用を減少させる生産方式による事業活動に限る。）の安定に不可欠な設備等</p> <p>② 基盤確立事業実施計画の認定を受けた事業者が、一定の基盤確立事業用資産※2の取得等をして、基盤確立事業の用に供した場合には、その取得価格の32%（建物等については16%）の特別償却ができる。</p> <p>※2 基盤確立事業用資産 ・ 化学肥料・化学農薬に代替する生産資材の製造設備等</p>		
	<p>平年度の減収見込額</p> <p>（制度自体の減収額）</p> <p>（改正増減収額）</p>	<p>（</p> <p>（</p> <p>（</p>	<p>－ 百万円</p> <p>－ 百万円</p> <p>－ 百万円</p>

新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由	<p>(1) 政策目的</p> <p>農林漁業者による土づくり、化学肥料・化学農薬の使用の低減のための事業活動及び事業者によるその基盤を確立するための措置を促進することにより、環境と調和のとれた食料システムの確立を図り、もって農林漁業及び食品産業の持続的な発展並びに国民に対する食料の安定供給の確保に資するとともに、環境への負荷の少ない健全な経済の発展を図りながら持続的に発展することができる社会の構築に寄与する。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>近年、気候変動や生物の多様性の低下等、農林水産物及び食品の生産から消費に至る食料システムを取り巻く環境は大きく変化している。将来にわたり農林漁業及び食品産業の持続的な発展と食料の安定供給の確保を図るためには、農林水産物等の生産から販売に至る各段階で環境負荷を低減することが重要であり、環境と調和のとれた食料システムを確立することが必要である。</p> <p>このため、農林水産省においては、令和3年に「みどりの食料システム戦略」（以下「みどり戦略」という。）を策定した。また、みどり戦略の着実な実施のため、令和4年7月に「環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和4年法律第37号）」（以下「みどりの食料システム法」という。）が施行された。みどりの食料システム法では、農林漁業に由来する環境負荷の低減の取組を行う農林漁業者及びその基盤を確立する事業者等に関する計画の認定制度が設けられた。</p> <p>こうした中、「経済財政運営と改革の基本方針 2023（令和5年6月16日閣議決定）」においては、「食料安全保障の強化に向け、安定的な輸入と備蓄とを適切に組み合わせつつ、輸入依存度の高い食料・生産資材の国内生産力の拡大等の構造転換を推進する（中略）みどりの食料システムの確立に向け、有機農業等の先進的な取組の後押し、食品事業者の育成及び生産者との連携の促進、消費者理解の醸成に資する「取組の見える化」等を進める。」とされ、また、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画（令和5年6月16日閣議決定）」においては、「みどりの食料システム戦略の実現に向けて、有機農業の推進、有機農産物の需要拡大に向けた食品事業者と生産者の連携、生産者の環境負荷低減の努力の見える化、農業分野での「J-クレジット」の活用、食品企業の食品ロス削減に向けた役割の強化等に取り組み、環境と調和のとれた食料システムを確立する。」こととされ、生産現場における化学肥料・化学農薬の利用の低減や、その際に必要な新技術を普及するための基盤を確立することが極めて重要となっている。</p> <p>更に、令和5年における策定された「食料・農業・農村政策の新たな展開方向（令和5年6月2日食料安定供給・農林水産業基盤強化本部決定）」においては、「農業及び食品産業における環境への負荷の低減に向けて、みどりの食料システム法に基づいた取組の促進を基本」とするとされており、みどりの食料システム法に基づく取組の促進の重要度が増している。</p> <p>みどりの食料システム法に基づく認定を受けた農業者及び事業者が、必要な設備等の導入を円滑に進め農業の持続性の確保を図るには、投資インセンティブとして農業機械等の取得に伴う初期投資の負担軽減を図る本特例措置が必要不可欠である。</p>		
	今 回 の 要 望 （	合 理 性	<p>政策体系における政策目的の位置付け</p> <p>《大目標》 食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。</p> <p>《中目標》 2 農業の持続的な発展</p>

		《政策分野》 ⑫環境政策の推進
	政策の達成目標	本特例措置により、農業者による土づくり、化学肥料・化学農薬の使用の低減のための事業活動及び事業者によるその基盤を確立するための措置を促進することで、2030年までに化学農薬使用量（リスク換算）を10%低減（2019年農薬年度比）、化学肥料使用量を20%低減（2016年比）、有機農業の取組面積を6.3万haとする。
	租税特別措置の適用又は延長期間	令和6年4月1日～令和8年3月31日まで（2年間）
	同上の期間中の達成目標	みどりの食料システム法に基づき、農林漁業に由来する環境負荷低減に向けた取組を促進する。
	政策目標の達成状況	現在、2021年（令和3年）実績値が確定した状況にあるため、本税制の措置後である2022年（令和4年）以降の実績については未確定。一方で、令和4年度においては、本税制を活用しながら、化学肥料の代替となる資材の生産体制を強化するという事業者の計画等を認定したところであり、これにより農業者の化学肥料の使用低減の実現に寄与している。
有効性	要望の措置の適用見込み	令和5年度 218件 令和6年度 413件 令和7年度 610件
	要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	本特例措置は特別償却を可能としており、これにより、農業者及び事業者は環境負荷低減やその基盤の確立に向けて投資を行う初年度において、税負担軽減による資金繰りの緩和（資金繰りやキャッシュフローの改善）を図ることが可能であり、投資へのインセンティブとなる。 加えて、本特例措置では、幅広く農業者及び事業者の設備投資を支援するが、対象設備を一定要件を満たすものに限定することにより、生産性向上に資する投資に重点化して支援を行う制度設計がなされている。
相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	なし
	予算上の措置等の要求内容及び金額	みどりの食料システム法に基づき認定を受けた基盤確立事業者に対して、良質な堆肥等の生産・肥料配合や広域流通に必要な機械・設備の整備等や調査・分析・改良等の取組を支援。なお、農業者が環境負荷低減事業活動用資産を導入する場合については、支援対象外。（令和6年度概算要求においても同様）

		<p>上記の予算上の措置等と要望項目との関係</p>	<p>上記の予算上の措置については、農業者の環境負荷低減の取組に必要な機械・資材を広域的に流通させる基盤確立事業者のうち、モデル的な者に対して取組を補助するものである。一方、本税制については、幅広く投資を促進するために、投資を計画的に自ら行おうとする意欲と能力のある基盤確立事業者を広く支援するものである。</p>
		<p>要望の措置の妥当性</p>	<p>本税制については、みどりの食料システム法に基づき、化学肥料・化学農薬の使用の低減に関する取組に係る計画認定を受けた農業者及びその取組に必要な資材の生産等を行うことに係る計画認定を受けた事業者が、必要となる設備投資を行った場合に適用することとしている。 農業者及び事業者による機械等に対する投資を促進し、農業の生産性の維持・向上と環境負荷低減の両立を図るためには、対象とする者や機械等が限定される補助事業では不十分であり、投資を計画的に行う意欲と能力のある農業者及び事業者を幅広く支援できる税制措置と一体的に講じることによって政策効果の拡大につながるため、政策手段として妥当。</p>
<p>これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項</p>		<p>租税特別措置の適用実績</p>	<p>【適用件数】 令和4年度 3件(一)</p> <p>【減収額】 令和4年度 11百万円(一)</p> <p>※ 適用件数及び減収額は、みどりの食料システム法が施行(令和4年7月)されてから令和5年3月31日までに適用を受けるとい計画の認定を受けた事業者等の適用見込件数である。</p>
		<p>租特透明化法に基づく適用実態調査結果</p>	<p>租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律に基づく適用実態調査結果に関する報告書(令和5年提出)は、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に終了した事業年度又は連結事業年度において適用を受けた法人税関係特別措置についてまとめたものであり、本税制の適用後の調査結果は現時点で存在しない。</p>
		<p>租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)</p>	<p>環境負荷低減の取組やその基盤を確立する事業に必要な機械等は初期投資額が大きいため、本特例措置により機械等の導入を行った際の税負担を軽減することは、農業者及び事業者による投資に大きなインセンティブとなる。</p>
		<p>前回要望時の達成目標</p>	<p>—</p>
		<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<p>本税制は、令和4年7月にみどりの食料システム法と同時に施行しているが、環境負荷低減事業活動実施計画等の認定は都道府県の基本計画が作成された令和5年4月から全国的に本格スタートし、基盤確立事業実施計画の認定は国の基本計画が策定された令和4年9月にスタートしたところ。 今後、みどりの食料システム法に基づき、農林漁業に由来する環境負荷低減に向けた取組及びその基盤を確立する事業活動を促進する。</p>

これまでの 要望経緯	令和4年度創設
---------------	---------